

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 玖珠町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.4%
全職員	82.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.5%
31～35年	94.6%
26～30年	96.8%
21～25年	92.4%
16～20年	87.7%
11～15年	92.0%
6～10年	93.4%
1～5年	88.4%

【説明欄】

- ・玖珠町では、部局長及び次長相当職がないため記載なし。
- ・男性が住居手当や扶養手当を受給する 경우가多く、給与の差異に表れている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	5.9%

【説明欄】

・職員の構成上、対象の女性職員数が少ないこと、管理的地位ではない働き方を希望するなど少数となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	5.9%
本庁課長補佐相当職	50.0%
本庁係長相当職	42.9%

【説明欄】

・職員の構成上、対象の女性職員数が少ないことで割合が少なくなっている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	1 0 0 %	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 1 2 月以下	—	—	—	—
1 2 月超 2 4 月以下	—	1 0 0 %	—	—
2 4 月超	—	—	—	—

【説明欄】

・会計年度任用職員は、取得対象者なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの1月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8. 2時間／月
内部部局等以外	8. 2時間／月

【説明欄】

・選挙事務、標準化システム導入業務、災害関係の事務に関する時間外勤務が一時的に増加している。